

会計上の見積開示に関する基礎的調査：日本企業の 開示実態を中心に

張, 瑞娜
九州大学大学院経済学府：博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/7410584>

出版情報：経済論究. 183, pp.1-16, 2026-03-27. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン：
権利関係：



会計上の見積開示に関する基礎的調査

—日本企業の開示実態を中心に—

Critical Accounting Estimate: a survey of current disclosure practices

張 瑞 娜[†]
Juina Chang

第1節 はじめに

多くの財務諸表項目は、重要かつ高度な不確実性を伴う経営者の判断による各種の仮定や概算に基づく会計上の見積りに依存しており、その影響は該当年度にとどまらず、場合によっては翌年度以降の報告数値にまで及ぶ可能性がある。このような会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者が理解できるように開示することが求められている。

米国では2000年代はじめから、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）が会計上の見積りを詳細に開示することを「強制」ではなく「推奨」する一連の指針を公表してきた。規制のコストを考えれば、企業が自発的に有用な情報を開示する仕組みを作るのは理にかなっている。優れた企業はそのことをシグナリングする動機を持つはずだからである（Healy and Palepu, 2001）。しばしば見積りの不透明さが会計不正につながる事が指摘されるが（日本公認会計士協会, 2024; IAASB, 2025）、この自主的開示の推奨の帰結として不正会計が有意に減少したという結果を報告する研究もある（Glendening et al., 2019）。

他方、日本では「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（金融庁, 2019a）によって、2021年から会計上の見積りに関する開示が「強制」されるようになった。ただし、何をどの程度詳細に開示するかは企業に任されている。このように日本でも会計上の見積り開示に対する関心が高まっているが、研究の蓄積は十分ではない。それゆえ、まずは日本企業の開示実態を明らかにした上で、その開示に影響を及ぼす要因を考察する必要がある。その際、米国の「自主的開示」に関する先行研究の分析モデルは日本にも応用できる可能性が高く、分析結果の実践的インプリケーションも大きいと考えられる。

このような問題意識から、まず、本稿では、会計上の見積りの中でもとりわけ重要度が高い退職給付に焦点を合わせ、その感応度分析に関する日本企業の開示実態について、各社の有価証券報告書を目視で確認して調査する。

以下は本稿の構成である。第2節では、会計上の見積り開示に関する制度的背景を概説し、第3節

[†] 九州大学大学院経済学府博士後期課程

では、収集された日本上場企業の退職給付会計に関する開示実態および基礎的分析の結果を示す。第 4 節において本稿のまとめとさらなる研究課題を述べる。

第 2 節 制度的背景

米国では、2000年代初頭の大企業による粉飾決算発生を受けて、規制当局は企業の財務状況に重要な変化をもたらす合理的な可能性がある会計上の見積り情報について、より適切な開示を行うことを企業に要求するようになった。会計不正は何らかの形で会計上の見積りに関連するケースが多いからである。SECは2001年に「経営者による財政状態と経営成績に関する討議と分析 (Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operation: MD&A)」における重要な会計方針 (Critical Accounting Policy: CAP) の開示透明性に関して注意喚起を行い、2002年には経営者の判断が大きく影響する重要な会計上の見積り (Critical Accounting Estimate: CAE) について、MD&Aでの開示を推奨した (SEC, 2001; 2002)。次いで2003年には、見積りの影響をより明確に示すことを目的として、会計上の見積りに関する感応度分析の開示を促進し、退職給付会計の長期期待収益率の変化が企業の財務状況および経営成績に与える定量的な数値の開示例を提示した (SEC, 2003)。さらに、2016年のMD&A制度の見直しの検討において、CAEは企業の財政状態および経営成績を描写する上で最も重要であり、経営者の最も困難で主観的または複雑な判断を必要とするものと定義され、割引率の変動による年金負債の変動の感応度分析開示が再び推奨された (SEC, 2016)。こうしてSECは、2020年のMD&Aにおける開示制度の近代化・簡素化の最終規則 (Final Rule) に、CAEが及ぼす可能性のある影響を理解するためにCAEの定性的および定量的情報および重要な感応度の定量的情報の開示推奨を明記するに至ったのである (SEC, 2020)。

会計基準としては、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) が2009年に、会計基準コーディフィケーション (Accounting Standards Codification: ASC) トピック275「リスクと不確実性」において、重要な会計上の見積りおよびその変更による影響の開示要件を規定し (FASB, 2009a)、ASC 250「会計方針の変更および誤謬の訂正」においては、重要な会計見積りの変更 (Material Changes in Accounting Estimates) による損益への影響の開示方法を定めた (FASB, 2009b)。

一方、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) においては、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が2003年に国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第 8 号を改訂し、新たな表題を「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」へと変更した。その後、基準書の改善プロジェクトの一環として2021年の改訂において「会計上の見積りの定義」を公表した。さらに、2024年に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」はIAS第 1 号「財務諸表の表示」を置き換える基準であり、2027年 1 月からの適用が予定されている。同基準においては、IAS第 1 号第125項「見積りの不確実性の発生要因」など一部の開示規定がIAS第 8 号へ移管されることに伴い、IAS第 8 号の表題が「財務諸表作成の基礎」と改められた。

日本においても記述情報の開示充実のため、会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定に関する情報が、投資判断や経営判断に直結する要素であることを踏まえて、経営者の関与の下、より充実した開示を有価証券報告書において行うことが求められた。具体的には、金融庁の2019年1月の開示府令の改定（金融庁、2019a）により、2020年3月期から「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（いわゆるMD&A）にて項目が設けられ、重要な会計上の見積りやその見積りに用いた仮定について、不確実性の内容とその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載が義務付けられた。さらに金融庁は2019年3月に、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示充実の目的で公表した「記述情報の開示に関する原則」においては、重要な会計上の見積りについて、米国SECのMD&Aに関するガイダンスを取り上げ（金融庁、2019b）、2019年12月に公表した「記述情報の開示の好事例」においては、退職給付計算に関する割引率の変動による確定給付制度債務に関する感応度開示を好事例として紹介した（金融庁、2019c）。

同時に、国際的な会計基準とのコンバージェンスを踏まえた注記情報の充実のため、企業会計基準委員会は2018年より検討を開始し、2020年3月に会計上の見積りに関する会計基準を公表し、2021年3月期の財務諸表より適用を開始した。すなわち、改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において、会計上の見積りの定義および会計上の見積りの変更の取扱いを明確にするとともに、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」において、会計上の見積りの開示目的を示した上で、具体的な開示内容は企業が判断することとしたのである。企業に求められる注記事項は、識別した重要な会計上の見積りの項目名と内容、当年度の財務諸表に計上した金額および財務諸表利用者の理解に資する定量的もしくは定性的な情報（例えば、金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響）である。

第3節 開示実態と基礎的分析

本節では、日本企業の退職給付に関連する感応度開示について実態調査を行い、Bauman and Shaw (2014) が用いた方法を参考にして基礎的な分析を試みる。

1. 開示事例

開示実態の基礎的分析の説明に入る前に、まず実際の開示事例を確認しておきたい。図表1では、退職給付に関するCAEの代表的な開示事例を示し、図表2では、開示内容を比較・整理する。

日本ではCAEの開示内容は企業の裁量に委ねられており、実際、企業間で差異が見られる。2025年3月期のTOTO株式会社（以下、TOTO）と富士通株式会社（以下、富士通）の事例においては、開示形式、仮定の変動幅度、および影響対象項目がそれぞれ異なっていることが分かる。TOTOは仮定が50ベース・ポイント変動した場合における退職給付費用への影響を文章形式で開示しているのに対し、富士通は10ベース・ポイント変動した場合の確定給付制度債務への影響を表形式で開示している。

これらの事例はCAEの主要な特徴の1つである見積りの変動による定量的影響の明示を反映して

図表 1 開示事例

文章形式

TOTO 2025年3月期	主要な仮定の1つである長期期待運用収益率は、経済状況により、変動することが予想され、0.5%上昇した場合は翌連結会計年度の連結財務諸表において、退職給付費用が946百万円減少、0.5%低下した場合は退職給付費用が946百万円増加する可能性があります。なお、該当影響は主に当社に帰属するものです。
---------------	---

出所：TOTO株式会社第159期有価証券報告書

表形式

富士通 2025年03月期	重要な数値計算上の仮定についての感応度分析は下記のとおりであります。下記の分析は重要な数値計算上の仮定の1つが合理的な範囲で変動した場合における確定給付制度債務への影響を示しており、その他の全ての仮定が一定であることを前提に行っておりますが、実際には仮定の1つが独立して変動するとは限りません。また、英国子会社の確定給付プランにおいては、確定給付制度債務とマッチングした制度資産運用を行っているため、割引率の変動による積立状況への影響は限定的であります。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。			
		前年度末 (2024年3月31日)	当年度末 (2025年3月31日)	
		百万円	百万円	
	割引率	0.1%上昇した場合	△15,083	△12,107
		0.1%下落した場合	15,407	12,340
平均余命	1年増加した場合	44,451	40,059	
インフレーション率	0.1%上昇した場合	6,117	4,740	
	0.1%下落した場合	△6,019	△4,749	

出所：富士通株式会社第125期有価証券報告書

図表 2 退職給付CAE開示内容比較

2025年3月期	TOTO	富士通
適用会計基準	日本基準	IFRS
開示形式	文章	表
仮定の変動幅度	50ベース・ポイント	10ベース・ポイント
影響対象項目	退職給付費用	確定給付制度債務

おり、定性的CAPの開示に比べて、財務諸表利用者に対してより有用な情報を提供する可能性があることを示唆している。

2. データ

2024年度における全上場企業4,041社のうち、確定給付退職制度を有する企業を分析対象とする。

それらの企業（2024年12月末までに当該年度の本決算を迎えた企業）の2024年度有価証券報告書を目視で確認し、MD&Aまたは財務諸表注記に開示された退職給付に関する定量的CAE開示を手作業で抽出する。その上で、2024年度を基準年度として、2014年度から2023年度までの10年間における仮定（割引率および長期期待収益率）の変動を計算する。分析に必要な開示情報および財務データはeolデータベースと日経NEEDS Financial-QUESTから抽出し整理を行った。確定給付退職制度を採用していない企業および必要な情報が欠落している企業を除外した結果、サンプル・サイズは1,443社となった。

図表3はサンプルの構成を示しており、Panel Aではサンプルの選定過程、Panel Bではサンプルの上場市場別分布、Panel Cでは全体サンプルと定量的CAE開示を行っている企業の業種別分布をそれぞれ示している。Panel Cから、サンプル1,443社のうち、CAE感応度を開示している企業は160社にとどまり、その割合は全体の11.09%にすぎないことが分かる。

さらに、日本の上場企業が実際に採用している会計基準には日本基準、米国基準、およびIFRSの3種類が存在することから、Panel D1およびPanel D2では全体サンプルと定量的CAE開示を行っている企業における適用会計基準別分布をそれぞれ提示している。

図表3 サンプル

Panel A サンプル選定

	企業数
2024年度全業種上場企業を抽出	4,041
減：年金資産情報欠落企業	2,458
減：その他情報欠落企業	140
計	1,443

Panel B サンプルの上場市場別分布

上場市場区分	企業数
東証プライム	978
東証スタンダード	435
名証	16
福証	10
札証	4
計	1,443

図表3 つづき

Panel C サンプルの業種別分布

東証業種	企業数	定量的CAE開示企業数	開示比率(%)
水産・農林業	6	0	0
鉱業	3	1	33
建設業	85	1	1
食料品	70	13	19
繊維製品	22	3	14
パルプ・紙	16	0	0
化学	136	16	12
医薬品	27	13	48
石油・石炭製品	6	1	17
ゴム製品	11	5	45
ガラス・土石製品	27	4	15
鉄鋼	29	4	14
非鉄金属	20	4	20
金属製品	53	2	4
機械	135	15	11
電気機器	142	27	19
輸送用機器	68	16	24
精密機器	26	5	19
その他製品	41	4	10
電気・ガス業	20	2	10
陸運業	42	1	2
海運業	4	0	0
空運業	2	1	50
倉庫・輸送関連業	18	0	0
情報・通信業	72	8	11
卸売業	135	9	7
小売業	82	1	1
その他金融業	14	3	21
不動産業	13	0	0
サービス業	45	1	2
銀行業	59	0	0
証券, 商品先物取引業	8	0	0
保険業	6	0	0
計	1,443	160	11

図表3 つづき

Panel D1 全体サンプル1,443社の適用会計基準別分布

東証業種	日本基準	米国基準	IFRS
水産・農林業	6	0	0
鉱業	2	0	1
建設業	85	0	0
食料品	58	0	12
繊維製品	19	0	3
パルプ・紙	16	0	0
化学	120	1	15
医薬品	15	0	12
石油・石炭製品	5	0	1
ゴム製品	6	0	5
ガラス・土石製品	24	0	3
鉄鋼	25	0	4
非鉄金属	17	0	3
金属製品	51	0	2
機械	120	1	14
電気機器	114	2	26
輸送用機器	52	0	16
精密機器	20	0	6
その他製品	38	0	3
電気・ガス業	20	0	0
陸運業	41	0	1
海運業	4	0	0
空運業	1	0	1
倉庫・輸送関連業	18	0	0
情報・通信業	64	0	8
卸売業	126	0	9
小売業	81	0	1
その他金融業	11	1	2
不動産業	13	0	0
サービス業	44	0	1
銀行業	59	0	0
証券, 商品先物取引業	7	1	0
保険業	6	0	0
計	1,288	6	149

図表3 つづき

Panel D2 定量的CAE開示企業160社の適用会計基準別分布

東証業種	日本基準	米国基準	IFRS
水産・農林業	0	0	0
鉱業	0	0	1
建設業	1	0	0
食料品	1	0	12
繊維製品	0	0	3
パルプ・紙	0	0	0
化学	1	0	15
医薬品	1	0	12
石油・石炭製品	0	0	1
ゴム製品	0	0	5
ガラス・土石製品	1	0	3
鉄鋼	0	0	4
非鉄金属	1	0	3
金属製品	0	0	2
機械	0	1	14
電気機器	0	1	26
輸送用機器	0	0	16
精密機器	0	0	5
その他製品	1	0	3
電気・ガス業	2	0	0
陸運業	0	0	1
海運業	0	0	0
空運業	0	0	1
倉庫・輸送関連業	0	0	0
情報・通信業	0	0	8
卸売業	0	0	9
小売業	0	0	1
その他金融業	0	1	2
不動産業	0	0	0
サービス業	0	0	1
銀行業	0	0	0
証券, 商品先物取引業	0	0	0
保険業	0	0	0
計	9	3	148

3. 記述統計量

図表4は、サンプル企業の2024年度における記述統計量を示している。総資産の平均値は2,025,553百万円、営業利益の平均値は45,431百万円であり、いずれも東証上場企業全体の平均値（総資産：467,332百万円、営業利益：19,039百万円）と比較して高く（東京証券取引所，2025），サンプルの多くが上場企業の中でも大規模で収益性が高い企業であることが分かる。

年金資産対総資産比率および退職給付費用対営業利益比率は平均でそれぞれ6.25%および16.14%となっており、退職給付会計が財務諸表に与える影響は大きいことを示している。また、年金資産の積立状況の中央値が98.47%と比較的高水準であること、見積りの仮定に使用される割引率および長期期待収益率のばらつきが小さい傾向にあることも確認できる。

監査体制に関しては、サンプル企業の75.1%が四大監査法人による監査を受けており、日本の上場企業全体（58.1%）と比較すると（公認会計士・監査審査会，2025），その割合は高いことが分かる。

4. 開示頻度

図表5では、退職給付に関するCAEの開示頻度を要約している。Panel A1（退職給付費用）およびPanel A2（退職給付制度債務）では、割引率と長期期待収益率の仮定に関して、それらが上昇した場合と下落した場合の感応度を開示した企業数を示している。前述のように、退職給付に関する定量的CAEを開示している企業数は160社（サンプル全体の11.09%）であるが、Panel A1では、そのうち6社しか割引率の退職給付費用に対する感応度を開示していないのに対し、Panel A2では、158社が割引率の確定給付制度債務に対する感応度を開示していることが確認できる。仮定の上昇・下落の影響に

図表4 記述統計量

変数	平均値	標準偏差	第一四分位	中央値	第三四分位
総資産（百万円）	2,025,553	15,864,604	49,548	137,628	534,213
営業利益（百万円）	45,431	199,743	1,781	6,636	21,528
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	60,524	243,382	1,654	7,105	31,662
年金資産（百万円）	50,558	202,626	1,916	5,792	25,210
年金資産/総資産（%）	6.25	5.63	2.31	4.76	8.63
退職給付費用（百万）	2,365	8,709	153	400	1,348
退職給付費用/営業利益（%）	16.14	252.03	3.03	6.31	12.94
積立状況＝年金資産/確定給付制度債務（%）	101.09	49.91	72.46	98.47	126.65
株式に投資（%）	33.10	16.31	22.00	32.00	42.00
債券に投資（%）	33.78	16.62	21.00	34.00	44.00
割引率（%）	1.40	1.69	0.70	1.00	1.42
長期期待収益率（%）	2.09	1.26	1.50	2.00	2.50
給与水準の予想上昇率（%）	3.27	2.12	1.80	2.80	4.50
四大監査法人（%）	75.1				

図表5 CAEの開示頻度

Panel A1 仮定の変動による退職給付費用への影響を開示した企業数

重要な会計上の見積り開示	合計	上昇	下落
割引率	6	5	6
長期期待収益率	6	4	6

Panel A2 仮定の変動による確定給付制度債務への定量的影響を開示した企業数

重要な会計上の見積開示	合計	上昇	下落
割引率	158	155	155
長期期待収益率	2	2	2

Panel B1 潜在的な変動の開示幅（ベース・ポイント）

変数	開示企業数・ベース・ポイントによる測定					
	合計	10bps	25bps	50bps	100bps	
割引率	上昇	5	1	0	2	2
	下落	6	2	0	2	2
長期期待収益率	上昇	4	0	0	2	2
	下落	6	0	0	3	3

Panel B1 潜在的な変動の開示幅（ベース・ポイント）

変数	合計	10bps	25bps	50bps	100bps	
割引率	上昇	155	12	8	131	4
	下落	155	13	8	130	4

Panel C その他退職給付関連の重要な会計上の見積り感応度を開示した企業数

開示内容	企業数
インフレ率の確定給付制度債務に対する感応度分析	3
死亡率（平均余命1年増加）の確定給付制度債務に対する感応度分析	6
給与水準の予想上昇率の確定給付制度債務に対する感応度分析	4
医療費の趨勢率の確定給付制度債務に対する感応度分析	1

については、それぞれの開示頻度に大きな差は見られず、開示企業が仮定の変動による損益や負債に与える影響の正負にかかわらず、開示の有無に明確な傾向の違いは認められない。Panel B1およびPanel B2から、仮定の潜在的変動幅については50ベース・ポイントに集中しており、多くの企業が同程度の幅を前提として感応度分析を実施・開示していることが分かる。Panel Cでは、サンプル企業において確認されたその他の仮定に基づく開示の類型を整理している。

なお、日本では米国と異なり、退職給付に関する定量的CAEの開示が確定給付制度債務に対する感応度に集中しているという結果は、CAE開示企業の92.5%に相当する148社がIFRSを採用しており、IAS第19号「従業員給付」における例示に基づいて、確定給付制度債務に対する感応度開示を実施していることに起因すると考えられる。

5. 開示対象項目に与える定量的影響

図表6は、退職給付に関するCAE開示において、仮定の変動が影響を及ぼす対象項目に与える金額ベースの影響をまとめたものである。仮定の上昇・下落に関して、Panel Aでは損益項目である退職給付費用への予測影響額および営業利益に対する比率、Panel Bでは負債項目である確定給付制度債務への予測影響額および確定給付制度債務に対する比率について、それぞれの平均値および中央値を示している。このような情報開示により、財務諸表利用者は、企業が会計上の見積りを通じて損益数値

図表6 仮定の予想増減による影響

Panel A 退職給付費用への影響

変数	企業数	費用予測増減（百万）		費用予測増減/営業利益	
		平均値	中央値	平均値	中央値
割引率	6				
下落	6	910	762	-0.30%	-0.20%
上昇	5	-917	-424	0.31%	0.19%
長期期待収益率	6				
下落	6	1,257	1,265	0.82%	0.75%
上昇	4	-1,850	-1,750	-0.98%	-0.75%

Panel B 確定給付制度債務への影響

変数	企業数	確定給付制度債務 予測増減（百万）		確定給付制度債務予測増減/ 確定給付制度債務	
		平均値	中央値	平均値	中央値
割引率	158				
下落	155	11,744	3,566	4.91%	5.03%
上昇	155	-10,803	-3,329	-4.55%	-4.75%

を調整する余地を把握することが可能となると考えられる。

6. 過年度に開示された仮定の変動状況

図表7は、サンプル企業が2014年から2023年にかけて開示した仮定の変動分布を示したものである。分析に用いたデータは、日経NEEDS Financial-QUESTから抽出しており、仮定の変動がなかった企業・年も含めて集計している。Panel Aは、直近10年度の仮定の変動に関する記述統計量を提示しており、割引率については下落を開示する傾向にあることが確認される。これに対し、長期期待収益率は相対的に安定しており、全体の約80%の企業・年において変動が見られなかった。Panel Bでは、各仮定の実際の変動幅をベース・ポイントの区間ごとに整理している。割引率の変動傾向がマクロ経済環境の変化に対応している一方で、長期期待収益率が年金資産の運用方針による投資対象に基づいて設定されていることが示唆される。

図表7 直近10年度（2014年-2023年）の仮定の変動分析

Panel A 記述統計量：割引料および長期期待収益率の実際増減

変数	ベース・ポイントによる測定					増減開示企業・年		
	平均値	標準偏差	第一四分位	中央値	第三四分位	下落	変化無し	上昇
Δ 割引率	-5.2	52.8	-6.0	0.0	0.0	3,357	7,047	2,583
上昇	40.8	73.2	10.0	20.0	40.0			
下落	-51.6	53.3	-80.0	-40.0	-11.0			
Δ 長期期待収益率	0.6	49.3	0.0	0.0	0.0	1,211	9,185	1,106
上昇	79.7	93.1	20.0	50.0	100.0			
下落	-67.3	70.1	-92.0	-50.0	-20.0			

Panel B 割引料および長期期待収益率の実際増減（ベース・ポイント区間）

Δ ベース・ポイント	割引率			長期期待収益率		
	合計	上昇	下落	合計	上昇	下落
(0,25]	2,818	1,582	1,236	728	373	355
(25,50]	1,323	537	786	622	261	361
(50,100]	1,276	282	994	511	220	291
>100	523	182	341	456	252	204
	5,940	2,583	3,357	2,317	1,106	1,211

7. 基準年度の開示幅と過年度の開示変動との相関分析

図表8では、サンプル企業が過年度に開示した仮定の変動が基準年度における開示幅の選択とどのような相関を持つかを検討している。分析対象期間（2014年度から2023年度）の10年間のうち、例えば、7年度にわたって仮定の変更があった企業は、変動頻度を70%と算出する。なお、基準年度における長期収益率に関するCAE開示企業数が僅少であったため、この点についての分析は実施しない。Panel Aでは、割引率について過年度の開示変動頻度に関する記述統計量を提示している。Panel Bでは、割引率における過年度の開示変動と基準年度における開示幅の区間との相関について、Kruskal-Wallis検定を行った結果、有意な相関は確認されなかった。この分析結果は、過去の開示行動と現在の開示判断が必ずしも連動していないことを示唆するとともに、Bauman and Shaw (2014) の分析結果とも整合している。

8. 監査法人について

図表9は、割引率および長期期待収益率に関する仮定を開示しているサンプル企業における監査法人を四大監査法人とそれ以外の監査法人に分類し、図表10では、監査法人別による開示の件数を整理している。いずれも四大監査法人の監査を受けている企業の割合が高いことを示している。

図表8 基準年度の開示幅と過年度の開示増減実績との分析

Panel A 直近10年度（2014年-2023年）仮定の変動頻度の記述統計量

変数	平均値	標準偏差	第一四分位	中央値	第三四分位
Δ 割引率	0.457	0.353	0.111	0.333	0.778
Δ 長期期待収益率	0.193	0.283	0.000	0.111	0.222

Panel B 基準年度の開示幅と過年度の見積開示変動との相関

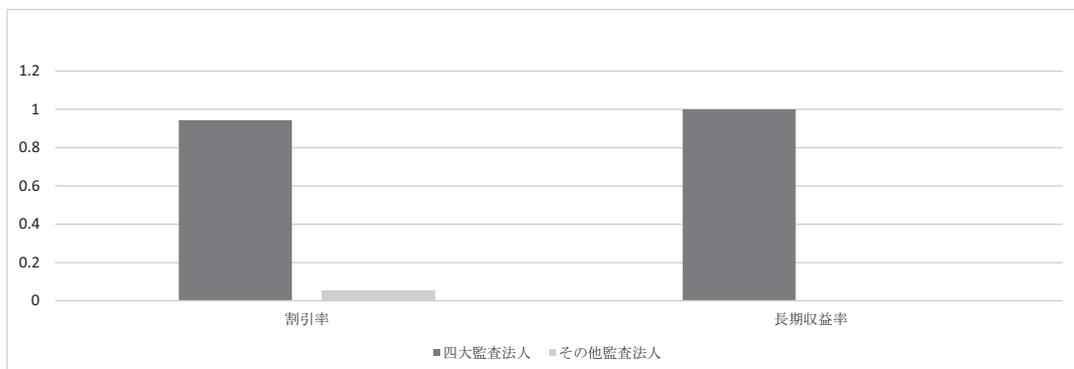
		2024年度に開示されたCAEの幅		
		10bps	25bps	50bps
直近10年度（2014年-2023年）の変動				
Δ 割引率				
	平均値	-0.037	0.046	-0.013
	中央値	0.000	0.000	0.000
Kruskal-Wallis $\chi^2 = 1.781$				
p-value = 0.414				

第4節 おわりに

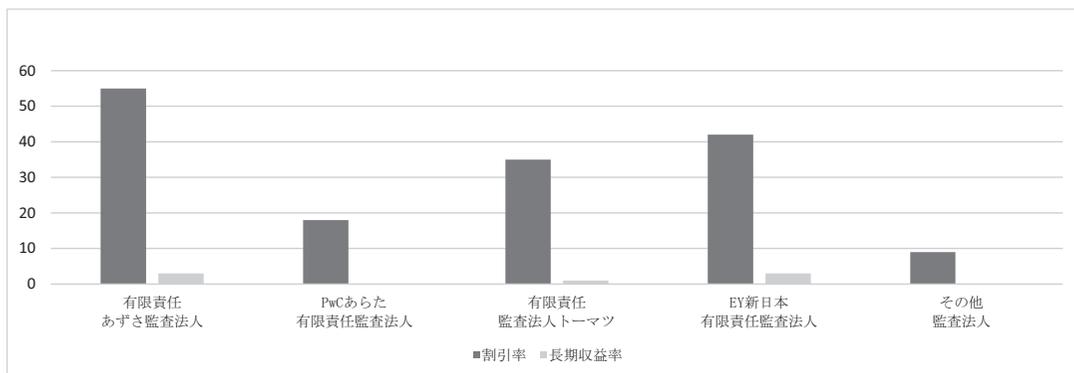
本稿では、2024年度における確定給付型退職制度採用の日本上場企業1,443社を対象として、退職給付における会計上の見積りの開示、とりわけ定量的CAEの開示について分析した。本稿の意義は、日本企業の開示実務をつぶさに観察し、その実態を明らかにした点にある。

CAEの開示は、企業の会計見積りに対する前提や不確実性を財務諸表利用者に伝える手段として、より高い透明性を提供することが期待される。特に、見積りの影響が財務数値に大きく及ぶ項目については、定量的感応度の情報開示が財務諸表利用者による企業評価の精緻化に資するものと考えられる。しかし、本稿の分析結果からは、日本企業における定量的CAE開示ははまだ限定的であることが示された。加えて、金融庁は、過年度における開示された仮定がどれほど正確であったか、どれほど変更されたかについての開示も推奨しているが、今回のサンプル企業においてはそのような開示は確認されなかった。これらの結果は、退職給付に関するCAEの開示に関して、日本企業にはなお改善の余地があることを示している。したがって、定量的な見積りの不確実性に関する開示の実効性を高め

図表9 監査法人タイプによる開示割合



図表10 監査法人別による開示件数



るためには、開示ガイダンスのさらなる整備や企業に対する開示行動のインセンティブを与える政策的支援が求められる。

本稿では、定量的CAEの開示実態を明らかにしたが、こうした開示がどのような要因によって選択されているのかについては、解明されていない。自主的開示の決定要因を検討することは、企業の開示行動の背景にある企業特性ならびに経営者のインセンティブを理解する上で重要な課題である。

参考文献

- 企業会計基準委員会「企業会計基準第31号：会計上の見積りの開示に関する会計基準」, 2020年a。
企業会計基準委員会「企業会計基準第24号：会計上方針の開示, 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」, 2020年b。
金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」, 2019年a。
金融庁「記述情報の開示に関する原則」, 2019年b。
金融庁「記述情報の開示の好事例集5. 重要な会計上の見積りの開示例」, 2019年c。
公認会計士・監査審査会「令和7年版 モニタリングレポート」, 2025年。
東京証券取引所「決算短信集計」2024年度, 2025年。
日本公認会計士協会. 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」, 2024年。
Bauman, M. P. and K. W. Shaw, “An analysis of critical accounting estimate disclosures of pension assumptions,” *Accounting Horizons*, Vol. 28, No.4, 2014, pp. 819-845.
Financial Accounting Standards Board (FASB). Accounting Standards Codification Topic No. 275: Risks and uncertainties, 2009a.
Financial Accounting Standards Board (FASB). Accounting Standards Codification Topic No. 250: Accounting changes and error corrections, 2009b.
Glendening, M., E. Mauldin, and K. W. Shaw, “Determinants and consequences of quantitative critical accounting estimate disclosures,” *The Accounting Review*, Vol. 94, No.5, 2019, pp. 189-218.
Healy, P. M. and K. G. Palepu, “Information asymmetry, corporate disclosure, and the capital markets: A review of the empirical disclosure literature,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.31, No.1/3, 2001, pp. 405-440.
International Accounting Standards Board (IASB). International Accounting Standards No. 19 (amended), Employee Benefits, 2013.
International Accounting Standards Board (IASB). International Accounting Standards No. 1 (amended), Presentation of Financial Statements, 2022.
International Accounting Standards Board (IASB). International Accounting Standards No. 8 (amended), Basis of Preparation of Financial Statements, 2024.
International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). International Standards on Auditing No. 240 (revised), The Auditor’s Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements, 2025.
Securities and Exchange Commission (SEC). Securities Act Release Nos. 33-8040; 34-45149; FR-60. Cautionary Advice Regarding Disclosure About Critical Accounting Policies, 2001.
Securities and Exchange Commission (SEC). Disclosure in Management’s Discussion and Analysis about the Application of Critical Accounting Policies. Release Nos. 33-8098; 34-45907, 2002.
Securities and Exchange Commission (SEC). Commission Guidance Regarding Management’s Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations. Release Nos. 33-8350; 34-48960; FR-72, 2003.
Securities and Exchange Commission (SEC). Business and Financial Disclosure Required by Regulation S-K. Release Nos. 33-10064; 34-77599, 2016.

Securities and Exchange Commission (SEC). Securities Act Release Nos. 33-10890; 34-90459; Management's Discussion and Analysis, Selected Financial Data, and Supplementary Financial Information, 2020.